

市及び地域包括支援センターの評価

1 趣旨

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の公布により介護保険法が改正され、市町村や地域包括支援センターは、地域包括支援センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされました。

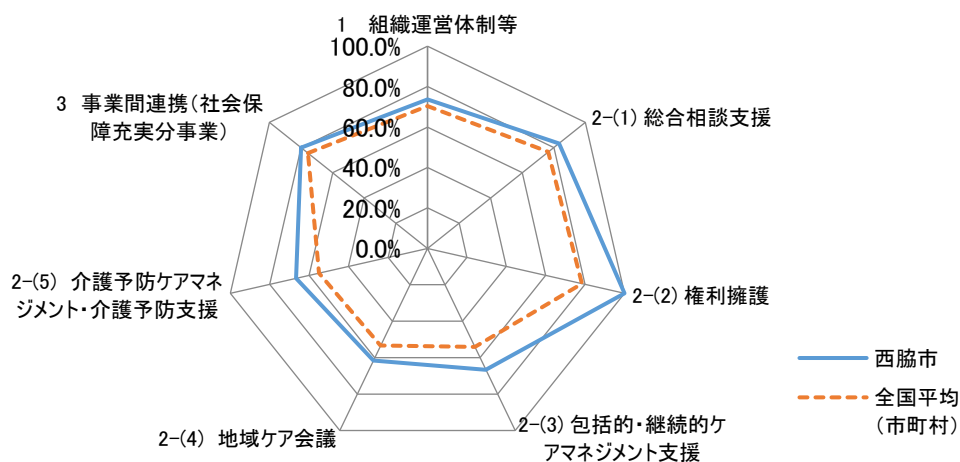
このため、国が策定した評価指標を用いて、効果的な評価を行い、地域包括支援センターの機能強化を進めます。

また、地域包括支援センターの機能を向上させるためには、市と地域包括支援センターの連携強化が欠かせないことから、市の関わりについても評価を行います。

2 平成29年度事業評価

《市の関わり》

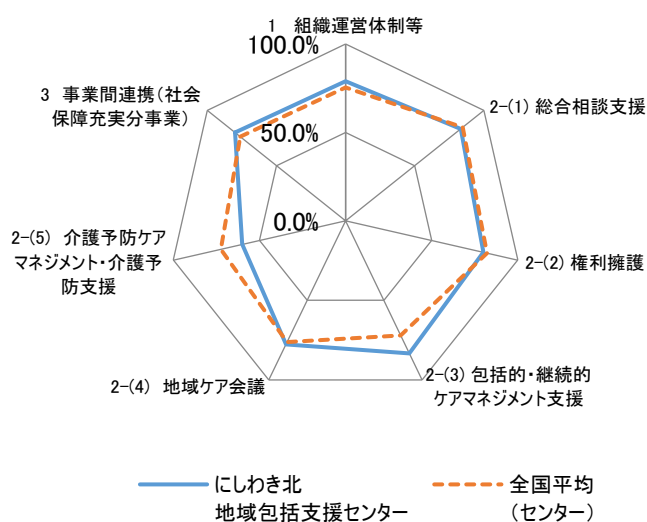
| | 点数（％） | |
|-------------------------|-------|---------------|
| | 西脇市 | 全国平均 （市町村） |
| 1 組織運営体制等 | 73.7 | 70.4 |
| 2 個別業務 | | |
| (1) 総合相談支援 | 83.3 | 76.5 |
| (2) 権利擁護 | 100.0 | 78.4 |
| (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援 | 66.7 | 54.1 |
| (4) 地域ケア会議 | 61.5 | 53.4 |
| (5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 | 66.7 | 55.0 |
| 3 事業間連携（社会保障充実分事業） | 80.0 | 75.6 |



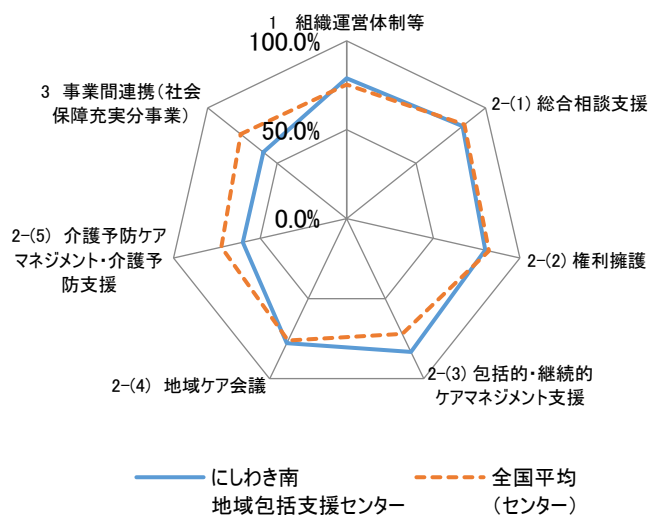
《 地域包括支援センターの自己評価 》

| | 点数 (%) | | |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------|
| | にしわき北 地域包括支 援センター | にしわき南 地域包括支 援センター | 全国平均 (センター) |
| 1 組織運営体制等 | 78.9 | 78.9 | 75.4 |
| 2 個別業務 | | | |
| (1) 総合相談支援 | 83.3 | 83.3 | 84.4 |
| (2) 権利擁護 | 80.0 | 80.0 | 82.1 |
| (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援 | 83.3 | 83.3 | 72.0 |
| (4) 地域ケア会議 | 77.8 | 77.8 | 76.2 |
| (5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 | 60.0 | 60.0 | 72.4 |
| 3 事業間連携（社会保障充実分事業） | 80.0 | 60.0 | 76.3 |

にしわき北 地域包括支援センター



にしわき南 地域包括支援センター



3 今後の取組

- (1) 地域ケア会議の機能を活かすために、会議後のモニタリングの体制等の仕組みを作り、運営します。
- (2) 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市が基本方針を示し、地域包括支援センターは、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に基本方針を周知し、自立支援に資するケアマネジメントを適切に行います。
- (3) 在宅医療・介護連携推進事業、認知症初期集中支援事業等について地域包括支援センターとの情報共有を図り、連携を推進します。